

# 県立芸術劇場施設利用に係る同意書

- 1 県立芸術劇場施設等利用許可申請書に虚偽の記載がないこと及び利用の目的について次のとおりを誓約します
- ① 利用の目的が特定の商品展示・販売又は販売促進に供するものでないこと。
  - ② 利用の目的が主として飲食ではないこと。
  - ③ 行事の運営全般に暴力的組織が関与していないこと。
- 2 指定された期日までに施設利用料金、附属設備利用料金等その他必要な料金を納付します。
- 3 公益財団法人宮崎県立芸術劇場（以下「劇場」という。）が専用の駐車場を有さないことを踏まえ、関係者及び入場者に公共交通機関利用を周知するとともに、文化公園内の駐車場の混雑が予想される場合には、劇場と協議の上、必要な駐車場対策（係員の配置、臨時駐車場の手配等）を講じます。
- 4 円滑な行事の運営及び災害時の対応に備え、劇場が指示する要員と責任者の配置を行います。
- 5 施設等の利用にあたり、関係者及び入場者に責任を持って次のとおり指示します。
- ① 使用施設に定員を超えて入場させないこと。
  - ② 所定の場所以外において、飲食・喫煙又は火気を使用しないこと。
  - ③ 許可なく物品の販売・寄付金品の募集行為等をしないこと。
  - ④ 許可なく壁・柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
  - ⑤ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品もしくは動物（盲導犬等を除く。）の類を携帯する者を入場させないこと。
  - ⑥ 使用許可のない附属設備等を利用しないこと。
  - ⑦ 入場者の安全を確保すること。
  - ⑧ その他、劇場職員の指示に従うこと。
- 6 利用時間内での入場者退場、後片付け、施設等の原状復帰及び鍵の返却を完了します。   
(利用時間を超過した場合、追加料金が発生します。)
- 7 施設及び附属設備等を損傷又は滅失したときは、速やかに届け出るとともに、生じた損害を賠償します。
- 8 公の施設に関する条例に基づく処分により利用者が損害を受けることがあっても、県及び劇場にその責任を求めません。

\* 本同意書は、公の施設に関する条例（昭和 39 年宮崎県条例第 7 号）及び県立芸術劇場管理規則（平成 5 年宮崎県規則第 47 号）並びに県立芸術劇場の管理運営に関する基本協定書第 2 条第 2 項に基づく県立芸術劇場管理運営業務仕様書等を根拠に作成しています。

貴施設の利用にあたり、上記の事項に同意します。  
また、同意事項を遵守せずに利用許可を取り消された場合、一切異議を申し立てません。

令和 年 月 日

公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 松坂 千尋 様

住所 〒

ご署名（申請者又は利用責任者） \_\_\_\_\_